

第2回 北川流域委員会設立準備会 議事骨子

平成19年5月24日(木)、小浜市働く婦人の家において第2回北川流域委員会設立準備会が開催され、北川流域委員会の運営方法ならびに公開方法について審議が行われました。

また、併せて第1回設立準備会において審議・決定がなされた北川流域委員会委員の選考方法について、再度内容の確認が行われた後、公募結果の報告が行われました。

議 事 (第一部)

- (1) 委員会の運営方法の確認・決定
- (2) 委員会の公開方法の確認・決定
- (3) 委員会委員の選考方法の確認

審議結果 (第一部)

審議結果については、つぎのとおりです。

(1) 北川流域委員会の運営方法について

北川流域委員会規約に記載する事項及びその条文の案について審議が行われました。

第4条(委員会)第10項において、委任状の取り扱いについての質疑があり、代理出席を認めないという趣旨に鑑み、本委員会では委任状については取り扱わない方針が確認されました。

第4条(委員会)第12項において、委員会の意見集約に際しては、議決が過半数で決するという条件を考慮し、少数意見についても全て付すことが確認されました。

第4条(委員会)第13項において、委員会は専門的な知識を有する者の意見を聴くことができるものとし、その場合は可能な限り出席を求めるとし、書面での意見聴取も認めることが確認されました。

第8条(庶務)において、委員会の庶務については議事録作成などの作業量も配慮し、近畿地方整備局が委託した者が中立的な立場で行うことが確認されました。

第9条(規約の改正)において、全ての委員が集まって議論できない場合などは、庶務による意見集約を行うことが確認されました。

(2) 北川流域委員会の公開方法について

北川流域委員会における情報公開方法の案について審議が行われました。

第1回設立準備会における質疑を受け、北川沿川自治体(小浜市及び若狭町)の広報誌の発行状況等について、庶務より説明がなされました。

一般傍聴者の取り扱いについて、委員会開催時には可能な限り多くの人が傍聴していただけるよう配慮することが確認されました。

会議開催の案内方法については、記者発表とホームページ掲載で行うこととし、新聞折り込み広告については委員会設立時の案内においては可能な限り実施し、その後は必要に応じて適宜行うよう意見がありました。

議事録の公開方法について、議事録公開方法の審議に加え、議事録公表時における発言者氏名の記述の是非についても審議が行われた結果、議事詳録について閲覧では発言者を記名し、ホームページ掲載では無記名とすることが

確認されました。

その他の項目として、一般から寄せられた意見や資料の取り扱い方針については明記せず、寄せられた意見については各委員が内容を確認できるよう配慮することが確認されました。

(3) 委員会委員の選考方法の確認及び公募結果について

第1回設立準備会において審議がなされた委員会委員の選考方法について、再度内容の確認が行われました。

第1回設立準備会において承認された北川流域委員会公募委員選考要領に基づき実施された公募結果について、庶務より報告が行われました。

流域委員の選考（第二部）

第二部では、流域委員会委員の選考が設立準備会委員によって、専門委員及び一般公募委員15名程度の委員候補者の選出が行われました。

プライバシー保護の観点から非公開としています